

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の社会福祉法人C（以下「事業場」という。）に雇用され、ケアワーカーとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、夜間勤務中、右半身麻痺の状態で見守っていた利用者をベッドから車椅子に移乗させようとしたところ、利用者が誤って請求人の首を掴んだため、その勢いで引っ張られ、首や腰を捻り（以下「本件災害」という。）、後日、徐々に右下肢につっぱり感、痛み、しびれなどの症状が出現したという。

請求人は、同年〇月〇日、D整形外科に受診し「頸椎椎間板ヘルニア、腰椎捻挫、右上下肢不全麻痺」（以下「本件傷病」という。）と診断され、更に同月〇日、E病院に受診し「右上下肢不全麻痺、末梢神経障害」と診断され、その後も、F病院、G病院、H医院に受診し加療した。

請求人は、本件傷病は業務が原因で発症したとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け I 医師作成の意見書を根拠に、本件災害により本件傷病を発症したと主張しているため、検討すると、次のとおりである。

(2) 請求人が主張する本件災害について、平成〇年〇月〇日付け審理調書によれば、I 医師は、「平成〇年〇月〇日の初診時に、受傷日が明確でなく〇月〇日と述べていたが、症状の出現が〇月下旬頃と整合性がとれない発言があった。次回の受診時に家族も伴い、平成〇年〇月〇日との訂正があり、カルテに記載した。」と述べている。また、本件災害発生時の症状について、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの「災害発生状況等について」では「痛みはかなりあった」としているところ、療養補償給付たる療養の費用請求書には、「利用者の車椅子移乗終了後はあまり痛みを感じなかったため業務を継続した。」と記載して

いる。

上記を含め、改めて本件における一切の記録を精査するも、請求人が主張する本件災害については、発生時期、発生時の症状等一貫性に欠けるところが多く、当審査会としては、請求人が主張する本件災害について、その発生事実を特定することは極めて困難であると判断せざるを得ない。

(3) この点に関し、請求人が訴える症状について、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(請求人の)右上下肢麻痺の症状は緩和しているが、片足立ちできない、重い荷物を持つことや高所の物品が取れない、走ることや早歩きができない、筆圧が弱く長文の筆記ができない、ペンや箸の使用中に肘が下がる、階段や坂を昇るときよろける。」旨述べているが、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「当院整形外科医は、請求人には椎間板ヘルニアが認められるものの、上下肢の脱力を証明できる画像変化ではないと判断しており、症状との因果関係は不明と言わざるを得ない」と述べており、さらに、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「せき髄は画像上慢性的かつ長期的な変性を示唆する所見である」と述べている。

(4) 当審査会においては、画像等を含む一件記録を精査したが、本件傷病の画像所見と請求人が訴える上記症状との間には、明らかに乖離が認められる。

(5) 本件災害については、そもそも請求人が主張する事実関係の信憑性に疑義が認められるところ、仮に請求人が主張するような事態が発生したとしても、請求人に生じた上記症状が本件災害に起因して生じたものと判断することはできず、本件災害と本件傷病との間に医学的因果関係は認められないものと判断する。したがって、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。